



概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

市民緑地認定制度の創設

概要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

- 対象区域
緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体
民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積
300m²以上
- 緑化率
20%以上
- 設置管理期間
5年以上
- 等

支援措置

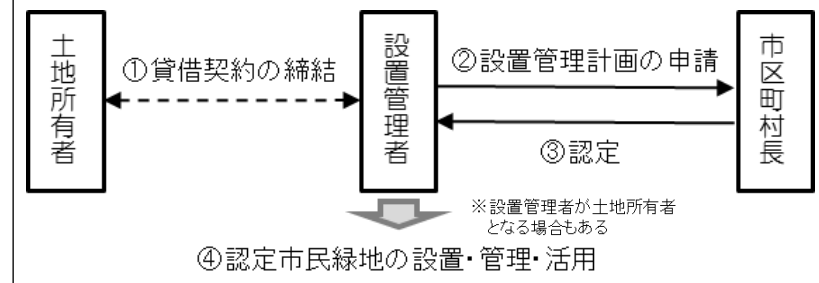
税制

みどり法人が設置管理する認定市民緑地のうち一定の条件を満たす土地に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**
[3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]
※令和9年3月31日までの時限措置

予算

みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助**
(1/3負担)【社交金:市民緑地等整備事業】

制度のフロー



認定市民緑地のイメージ



市民緑地認定制度における課税標準の特例措置

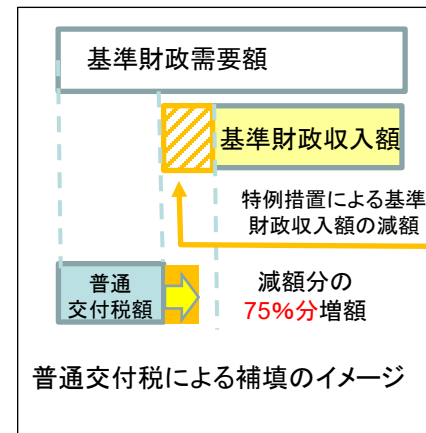
H29年度創設 (H31,R3, R5,R7延長)

- 都市緑地法の改正による市民緑地認定制度の創設に伴い、認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置を講じる。 【地方税法附則第15条第32項】

(1) 措置内容

固定資産税及び都市計画税の軽減

- ・課税標準について、**1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内において、条例で定める割合**を軽減
- ・認定市民緑地の管理期間のうち、**最初の3年間**の適用
(認定市民緑地を設置した日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする)
- ・特例措置による減収については、普通交付税の増額により一部補填



(2) 対象

次を満たす認定市民緑地

- 1) **みどり法人**が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地
※都市緑地法の施行日(平成29年6月15日)から令和7年3月31日までの間に設置されたものが対象(時限措置)
- 2) 土地所有者から**無償で借り受けた土地又は自己保有の土地**であること
- 3) 認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が**一定用途※以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていない**こと。
※住宅、学校、こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫
- 4) 対象土地において**緑地の量的拡充又は市民緑地の質的向上に資する取組※が実施されること(R7年度～)**
※①市民緑地が設置される前に比して緑化施設の面積の増加、②市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設又は設備の新たな整備、
③市民緑地の利活用の促進のための行事等の実施、④地域住民等が主体となった又は地域住民等及び市民緑地の設置管理者が連携した管理運営、
⑤その他緑地の量的拡充又は質的向上に資する取組 のいずれかの取組

※その他の要件は通常の認定市民緑地と同様

- 対象区域：緑化地域又は緑化重点地区内で、周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
 - 面積：300㎡以上
 - 管理期間：5年以上
- 等



市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の適用までの流れ

みどり法人の指定要件

- ・民間主体（一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、その他の非営利法人、都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社）
- ・市民緑地の設置及び管理等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

③土地の賃借契約の締結 (土地所有者と設置者が同一の場合は省略)

土地所有者

みどり法人

土地の要件

- ・緑化地域又は緑化重点地区内
- ・周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- ・面積：300m²以上
- ・整備後の緑化率：20%以上

賃借契約の要件

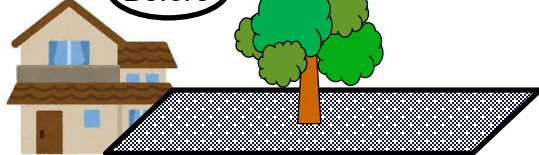
- ・設置管理主体が土地所有者から無償で土地を借りる場合に限る。

⑥認定計画に基づく施設の整備・公開

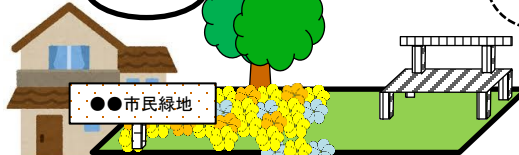
計画の認定要件

- ・設置管理期間：5年以上
 - ・緑の基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するもの
 - ・管理が適切に行われること
 - ・市町村長の承認なしに賃借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがある等
- ※必要に応じて独自の認定要綱・基準を作成

Before



After



土地所有者

⑦税制特例の要件に該当することの証明 申請書を提出

地方公共団体

市民緑地
担当部局

課税
担当部局

なお、対象土地の上に存する家屋の用途が変更された場合、又は新たに家屋が建設された場合、**証明申請書(⑦)を改めて提出する必要がある。**

⑩固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内において条例で定める割合に軽減



市民緑地等整備事業の支援対象に認定市民緑地における施設整備を追加する。

ポイント

- 緑の基本計画への市民緑地の位置付けが必要
- 間接補助として国が当該施設の整備に要する全体費用の最大1／3まで補助が可能
- 特別緑地保全地区や緑化地域等の制度を活用している都市又は居住誘導区域等を指定した都市であれば、総事業費要件は適用除外
- 総事業費要件には、用地取得の想定事業費も対象となる

(1) 対象事業

次の1)～4)のいずれも満たす認定市民緑地

- 1) **みどり法人又は都市再生推進法人**が市民緑地設置管理計画に基づき整備するもの
- 2) 管理期間が**10年以上**
- 3) **緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの**
- 4) **緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの**

(2) 対象施設

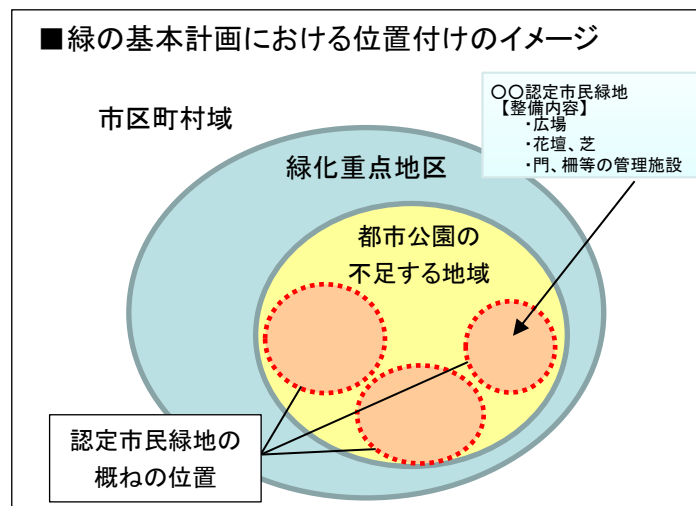
- ① 園路又は広場
- ② 修景施設（植栽等）
- ③ 休憩所、ベンチその他の休養施設
- ④ 門、さく、照明施設、水道その他の管理施設

(3) 補助率

間接補助として国が当該施設の整備に要する全体費用の最大1／3まで補助

- ・地方公共団体が補助に要する費用の2分の1
- ・当該施設の整備に要する全体費用の3分の1

（国庫補助を除く、残り2／3を地方公共団体が負担することも可能）





（４）面積要件

原則 2 ha 以上（周辺の都市公園と一体となって 2 ha 以上となるものを含む。）

- 1) 地域防災計画において避難地に位置付けられるなど、
防災上の位置付けがあるものについては、1 ha 以上（重点都市（※）における事業は、2,500m²以上）
- 2) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、500m²以上
- 3) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域におけるものについては、500m²以上

（５）都市要件

次の 1) 及び 2) に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- 1) 緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
- 2) 以下のいずれかの要件を満たす都市
 - ①重点都市（※）
 - ②立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市
 - ③人口 10 万人以上の都市
 - ④・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
 - ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
 - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

※重点都市

環境モデル都市（候補都市を含む）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画（地区計画等緑化率条例制度）、特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区の指定により、緑の保全・創出を積極的に行っている都市をいう。

（６）総事業費要件

市民緑地の開設に必要な全体事業費が 2 億円以上であること。

（ただし、重点都市又は立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市の場合は適用除外）
また、全体事業費には、認定市民緑地の用地取得を行う場合の想定事業費、みどり法人による施設整備費を見込むことが可能。



認定要件・税制措置要件・交付金要件の整理

令和7年からの変更点について赤字

	認定要件	税制措置の対象となる 認定市民緑地の要件	社会資本整備総合交付金 の対象となる認定市民緑地の要件
緑化率	20%以上		
立地要件	緑化地域または緑化重点地区内		
設置管理主体	民間主体	みどり法人	みどり法人又は都市再生推進法人
管理期間	5年以上		10年以上
緑の基本計画 での位置付け	なし		以下の全てを満たすこと ・緑の基本計画に定められた、都市公園の不足する地域内 ・緑の基本計画に施設の概ねの位置・施設の種類の記載されている
面積要件	300㎡以上		500㎡以上 (都市機能誘導区域or居住誘導区域内にある等の要件を満たす場合) ※満たさない場合は2ha以上
都市要件	なし		緑の基本計画 or 景観計画が策定済み、もしくは策定中の都市 かつ 重点都市 or 都市機能誘導区域または居住誘導区域を指定した都市 等
その他の要件	なし	・土地所有者から無償で借り受けた土地 又は自己保有の土地であること。 ・認定市民緑地の土地及び当該土地と一 体となって管理又は使用されている土地 が一定用途以外の用途に供する家屋の 敷地の用に供されていないこと。 ・対象土地において緑地の量的拡充又は 市民緑地の質的向上に資する取組※が 実施されること	総事業費要件なし 重点都市 or 都市機能誘導区域または居住誘導区域を 指定した都市の場合 ※該当しない場合は2億円以上



概要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

みどり法人制度の拡充

○ 改正概要

	従 前	改 正
名 称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○ みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



市民緑地の設置及び管理



市民緑地の設置及び管理



緑地の保全及び管理

○ 指定状況 (合計16法人)

(令和6年3月末現在)

都道府県	市町村名	名称
茨城県	つくば市	(株)プレイスメイキング研究所
埼玉県	さいたま市	中川自治会
埼玉県	さいたま市	片倉工業(株)
千葉県	柏市	NPO法人urban design partners balloon
千葉県	柏市	一般財団法人柏市みどりの基金
東京都	東京都	(公財)東京都公園協会
東京都	千代田区	三菱地所(株)
東京都	千代田区	住友商事(株)
東京都	世田谷区	(一財)世田谷トラストまちづくり
東京都	墨田区	NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会
神奈川県	横浜市	(公財)神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	(公財)名古屋市みどりの協会
愛知県	名古屋市	(株)ノリタケカンパニーリミテド
大阪府	泉佐野市	(一財)泉佐野みどり推進機構
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツサービス(株)
愛媛県	西条市	(株)アドバンテック

※ 従前、都道府県知事から指定を受けていた緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなす



■制度活用・検討状況（令和6年3月末時点）

- かしわ路地裏市民緑地（千葉県柏市） 約500㎡
H29.9 NPO法人(urban design partners balloon)をみどり法人指定
H29.11 市民緑地認定
- 紡ぐ広場（愛媛県西条市） 約4,000㎡
H30.8 （株）アドバンテックをみどり法人指定
H30.10 市民緑地認定
- ノリタケの森（愛知県名古屋市） 約21,300㎡
H30.11 株式会社ノリタケカンパニーリミテドをみどり法人指定
H30.12 市民緑地認定
- ソシエルみどりの ファームプレイス（茨城県つくば市） 約470㎡
H31.2 市民緑地認定
R1.12 （株）プレイスメイキング研究所をみどり法人指定
- ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地（兵庫県神戸市） 約1,100㎡
H31.3 ミズノスポーツサービス(株)をみどり法人指定 市民緑地認定
- 一号館広場（東京都千代田区） 約3,200㎡
R1.12 三菱地所(株)をみどり法人指定、市民緑地認定
- 神田スクエア広場（東京都千代田区） 約4,900㎡
R3.3 三菱地所(株)をみどり法人指定、市民緑地認定
- ホトリア広場（東京都千代田区） 約2,000㎡
R3.3 住友商事をみどり法人指定、市民緑地認定
- たもんじ交流農園（東京都墨田区） 約700㎡
R4.12 NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会をみどり法人に指定、市民緑地認定



かしわ路地裏市民緑地（千葉県柏市）



たもんじ交流農園（東京都墨田区）